

社会福祉法人那須四季会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人那須四季会の役員及び評議員及び評議員選任・解任委員会における外部委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員等とは、理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員会における外部委員をいう。

(理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第4条の報酬及び実費弁償費については業務履行の実態を勘案し支払うものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	3,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき24円とし、また2km以内の場合は支払わない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合、第4条の報酬及び実費弁償費については業務履行の実態を勘案し支払うものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	3,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき24円とし、また2km以内の場合は支払わない。

3 評議員選任・解任委員会における外部委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	3,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき24円とし、また2km以内の場合は支払わない。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、那須四季会旅費規程の例により旅費、宿泊費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1

名称	報酬	実費弁償費	備考
理事長業務報酬等 (月額)	100,000円	実費額。ただし、自家用車の場合は1kmにつき24円とし、また2km以内の場合は支払わない。	職員との兼務がない場合
常務理事業務報酬等 (月額)	30,000円		
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	10,000円 (1日・8時間程度)		
	5,000円 (半日・4時間程度)		
監事指導監査報酬等	10,000円		